

個人情報ファイル簿

1	個人情報ファイルの名称	健康管理システムファイル (健康かるて)
2	個人情報ファイルに記録されている本人の数	☒ 1,000人以上 ☐ 1,000人未満
3	実施機関の名称	平塚市長
4	個人情報ファイルを利用する担当課の名称	健康課 (その他健診においては生活福祉課、特定健診においては保険年金課も含む)
5	個人情報ファイルの利用目的	市民の健康増進のために利用する。(成人保健業務、母子保健業務、健康相談・指導業務、精神保健 相談業務、乳幼児相談業務、乳幼児予防接種業務、妊娠届出及び母子健康手帳交付業務、予防接種予診票及び予防接種済証) 【成人保健】 <u>健診・検診関係</u> ・がん検診要精密検査者事後フォロー事務 健康増進法第19条の2に基づき、がん検診受診者のうち要精密検査者の精密検査受診状況の把握及び精密検査受診勧奨等を行うことを目的とする。 ・特定健康診査・特定保健指導 高齢者の医療の確保に関する法律第18条に基づき実施する健康診査及び保健指導を行うにあたり、健康診査及び保健指導対象者の把握と通知の送付及び委託料の支払いの根拠となる健康診査の結果等の管理を行う。 ・健康診査等事務 (後期高齢者健康診査) 神奈川県後期高齢者医療広域連合と共同して、後期高齢者医療制度の加入者を対象に、市で健康診査等を実施。高齢者の医療の確保に関する法律第二百五条に基づき健康診査を行うにあたり、健康診査対象者の把握と通知の送付及び委託料の支払いの根拠となる健康診査の結果等の管理を行う。

		・健康診査等事務（その他健康診査） 【健康課】 市町村は住民の健康増進に対する責務を有することからも、医療保険者等に義務づけられない健康診査については、健康増進法に基づき、引き続き市町村が実施する。健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業として健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査を行うにあたり、対象者の把握及び委託料の支払いの根拠となる健康診査実施結果等の管理を行う。また、健康増進法施行規則第4条の2第5号に定める保健指導を行うにあたり、保健指導実施結果等の管理を行う。 【生活福祉課】 その他健診情報に基づき、心身の健康に関する個別の相談や必要な指導及び助言を行い、生活習慣病予防、重症化予防事業の実施と病状に応じた保健指導を実施することで医療扶助費の削減することを目的とする。 ・成人歯科健康診査事務 健康増進法に基づき、成人歯科健康診査を行うにあたり、対象者を把握し、受診券等の個別通知を送付する。適切な指導を行うため受診結果を管理する。 ・健康診査事務（骨密度測定） 健康増進法に基づき、骨密度測定を行うにあたり、申込者の情報及び測定結果を管理する。 <u>健康相談関係</u> ・健康相談事務 健康増進法（第17条第1項及び第19条の2）に基づき、健康相談を行うにあたり、健康相談運営の事務に利用し、利用者の状況を管理する。 <u>健康教育関係</u> ・健康教育事務
--	--	--

		健康増進法（第17条第1項及び第19条の2）に基づき、集団健康教育を実施するにあたり、健康教室申込者の情報及び参加記録を管理する。 <u>地域づくり関係</u> ・地域健康づくり活動推進事務 【母子保健】 <u>健診・検診関係</u> ・乳幼児等健康診査対象者管理事務 母子保健法（第12条、第13条）に基づき、乳幼児等健康診査を行うにあたり、乳幼児健康診査対象者を把握する。医師と連携し、乳幼児及び妊産婦の健康状態を把握し、経過観察する。またそれらに伴う委託料の支払い根拠となる健康診査票を管理する。 ・母子健康手帳交付事務 母子保健法（第11条、第17条、第19条）及び平塚市母子保健計画に基づき、妊産婦の身体や出産に関わる異常の早期発見及び新生児、未熟児または乳幼児の育児、養育及び虐待予防についての保健指導を行うことを目的とする。 <u>健康相談関係</u> ・育児相談事務（オンライン育児相談含む） 母子保健法（第9条）に基づき、乳幼児の発育、育児などの不安、疑問に対応し、親の育児不安の解消・軽減を図ることを目的とする。 <u>健康教育関係</u> ・ハローベビー育児体験台帳事務 母子保健法（第11条、第17条、第19条）及び平塚市母子保健計画に基づき、妊産婦の身体や出産に関わる異常の早期発見及び新生児、未熟児または乳幼児の
--	--	---

		育児、養育及び虐待予防についての保健指導を行うことを目的とする。 ・むし歯予防教室事務 母子保健法第 9 条に基づき、教室運営の事務に利用し、参加状況の管理をする。 ・離乳食・幼児食教室事務 母子保健法第 9 条に基づき、教室運営の事務に利用し、参加状況の管理をする。 ・母親父親教室事務 母子保健法第 9 条に基づき、教室運営の事務に利用し、参加状況の管理をする。 <u>家庭訪問関係</u> ・母子訪問指導事務 母子保健法 (第9条、第10条、第11条) に基づき、妊産婦の身体や出産にかかる異常の早期発見及び新生児、未熟児または乳幼児の育児、養育及び虐待予防についての保健指導を行うことを目的とする。 <u>その他</u> ・産後ケア事業 (ショートステイ・デイサービス) (産後ケア事業台帳事務) 母子保健法 (第11条、第17条、第19条) 及び平塚市母子保健計画に基づき、妊産婦の身体や出産に関わる異常の早期発見及び新生児、未熟児または乳幼児の育児、養育及び虐待予防についての保健指導を行うことを目的とする。 【予防】 ・肝炎ウイルス検診事務 健康増進法に基づき、肝炎ウイルス検診を行うにあたり、対象者を把握する。肝炎ウイルスの感染者を早期に
--	--	--

		発見し治療を行うことで肝硬変や肝がんへ移行することを防ぐとともに、要精検者に対して適切な指導を行う。 ・がん検診対象者管理事務 健康増進法に基づき、がん検診事業を行うにあたり、がん検診対象者の把握、がん検診希望者の受診状況の把握、がん検診未受診者への受診勧奨、胃内視鏡検査についての同意表示及びがん検診受診者の健康状態の把握、また検診委託料支払いの根拠とするため。 ・結核健康診断事務 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に伴い、結核健康診断を実施し、受診者に結果を送付する。 ・予防接種予診票事務 予防接種法に基づき、予防接種事業を行うにあたり、予防接種者の健康状態の把握と接種の状況、それらに伴う医療委託料の支払いの根拠とするため。
6	記録項目	【基本的事項】 ☒1個人番号、☒2氏名、☒3性別、☒4生年月日、 ☒5年齢、☒6住所、☒7電話・FAX、 ☒8メールアドレス、☒9本籍・国籍、☐10顔写真 【心身の状況】 ☐11身体状況、☐12精神状況、☐13介護状況 【家庭状況】 ☐14親族関係、☒15婚姻歴、☒16家族状況、 ☐17居住状況、☐18趣味 【社会生活】 ☐19学業・学歴、☐20職業・職歴、 ☐21地位・役職、☐22資格、☐23成績・評価、 ☐24表彰等 【経済状況】 ☐25資産状況、☐26収入・所得、☐27賦課状況、 ☐28納付状況、☐29口座情報、☐30取引状況

		【その他の項目】 ☐
7	記録範囲	市民及び検診、相談、訪問、指導等なんらかの記録のあるもの 【成人保健】 <u>健診・検診関係</u> ・がん検診用精密検査者事後フォロー事務 がん検診受診者のうち要精密検査となった者 ・健康診査等事務（後期高齢者健康診査） 平塚市在住の後期高齢者医療制度の加入者 ・健康診査等事務（その他健康診査） 平塚市在住の40歳以上（実施年度の年度末年齢）で、 ・生活保護法による被保護世帯の方 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方 ・成人歯科健康診査事務 市内に居住地を有する40歳、50歳、60歳及び70歳（実施年度の年度末年齢）の者 ・健康診査事務（骨密度測定） 骨密度測定利用者 <u>健康相談関係</u> ・健康相談事務 健康相談利用者 <u>健康教育関係</u> ・健康教育事務 健康教育利用者 <u>地域づくり関係</u> ・市民健康づくり推進協議会事務

		<u>家庭訪問関係</u> ・訪問指導事務 訪問指導利用者 【母子保健】 <u>健診・検診関係</u> ・乳幼児等健康診査対象者管理事務 市内に住所を有する就学前の児、妊産婦、保護者 ・母子健康手帳交付事務 市内に住所を有する妊婦及び分娩後交付・再交付・追加交付を希望する者 <u>健康相談関係</u> ・育児相談事務（オンライン育児相談含む） 市内に住所を有する乳幼児（0歳～就学前まで）とその家族 <u>健康教育関係</u> ・ハローベビー育児体験台帳事務 市内に住所を有する妊婦及びパートナー <u>家庭訪問関係</u> ・母子訪問指導事務 市内に住所を有する妊産婦、乳幼児（0歳～就学前まで）とその家族 <u>その他</u> ・産前産後ヘルパー事業事務 申請者とその家族 ・産後ケア事業台帳事務 市内に住所を有する妊産婦、乳児（4か月まで）とその家族
--	--	--

		【予防担当】 ・肝炎ウイルス検診事務 市内に居住地を有する40歳（実施年度の年度末年齢）以上で過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない者 ・がん検診対象者管理事務 市内に住所を有する20歳以上の女性及び40歳以上の男女及びその家族 ・結核健康診断事務 市内に住所を有する65歳以上の男女 ・予防接種予診票事務 市内に住所を有する対象年齢内の予防接種者
8	記録情報の収集方法	・住民基本台帳からの連携 ・各種検診等の検診結果を実施機関（本人含む）より窓口または郵送にて収集 ・各種事業に係る申請書等を本人または保護者より窓口、郵送または電話にて収集
9	要配慮個人情報	☒ 含む ☐ 含まない
10	記録情報の経常的提供先	【委託状況】 ・保健総合管理システムデータパンチ事務委託 ・母子訪問委託先：養育支援家庭訪問事業所 【情報提供先】 <u>母子保健</u> ・市町村長（被災者台帳の作成のため） ・医療機関 ・保健福祉事務所 ・児童相談所 ・居住実態のある他市町村 <u>予防</u> ・医療機関 ・がん集団検診業務委託

		・肺がん検診（喀痰細胞診検査）業務委託 ・がん施設検診業務委託 ・結核健康診断業務委託 ・肝炎、がん検診通知文委託先 ・肝炎、がん検診未受診者勧奨業務実施委託先 ・後期高齢者健康診査業務委託 ・健康診査等事業（その他健康診査）業務委託 ・成人歯科健康診査業務委託 ・乳児健診健診業務委託 ・妊婦健康診査及び新生児聴覚検査事務委託 ・妊婦歯科健康診査業務委託 ・予防接種業務委託	
11	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）健康課 （所在地）〒254-0082 平塚市東豊田448-3	
12	個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	政令第21条第7項に 該当するファイル ☒ 有 ☐ 無
		☐ 法第60条第2項第2号 （紙媒体処理ファイル）	
	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
	行政機関等匿名加工情報の概要		
	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
	備 考		

